

1994年南極法 (仮訳)

1994年 15カ条

1959年12月1日にワシントンで署名された南極条約に関連する新たな規定を設け；1991年10月4日にマドリードで採択された同条約の環境保護に関する議定書に基づく規定を設け；1980年5月20日にキャンベラで起草された南極の海洋生物資源の保存に関する条約に基づく規定を設け；西経90° から西経150° の間に位置する南極域で発生する、英国民及び他国民の特定の行為または不作為に対する刑事訴訟手段及び罰則を規定し；並びにこれに関連する目的の為の法律。

[1994年7月5日]

今次議会において、その権威のもとで以下のとおり編纂され、聖職者議員及び世俗遺族議員 (the Lords Spiritual and Temporal) 並びに下院議員 (Commons) の助言と同意の下に、女王陛下 (the Queen's most Excellent Majesty) によって立法された。

第1部

序文

- 1 - (1) この法律において、“南極大陸”とは、以下を意味する。
- (a) 南極大陸 (その全ての氷棚を含む) 、
 - (b) 南緯60° 以南の全ての島嶼 (その全ての氷棚を含む) 、
 - (c) 南極大陸あるいは南緯60° 以南の全ての島嶼に隣接している全ての大陸棚、及び
 - (d) 南緯60° 以南の全ての海域及び空域。

(2) 第(1) 項において、“大陸棚”は国際法の規則に従って解釈されるものとする。

- 2 - (1) この法律において、“南極条約”とは、1959年12月1日にワシントンで署名された南極条約を意味する。
“議定書”とは、1991年10月4日にマドリードで採択された環境保護に関する南極条約議定書を意味する。
“条約”とは、1980年5月20日にキャンベラで起草された南極の海洋生物資源の保存に関する条約を意味する。

(2) この法律で“他の締約国”とは、イギリス以外の議定書の締約国を意味する。

第2部

環境保護

南極への立入り及び滞在のための許可

3 - (1) 英国の南極探検では、本条項に基づいて付与された許可証に従う場合を除き、南極に立入りまたは滞在することは、誰も出来ない。

(2) 第(1)項は、以下の場合は適用されない。

(a) 南極以外の目的地に向かって公海上あるいは上空を一時的に通過する場合、あるいは、

(b) 営利のための漁業の目的だけで立入り、あるいは滞在する場合。

(3) もし、南極探検が英国の探検で、以下の場合は、第(4)項に従わなければならない。

(a) 英国内で組織された場合、あるいは、

(b) 南極への最終的な出発地が英国である場合。

(4) 他の締約国が許可した旅行は、英国の探検とはみなされない。

(5) 第(1)項に違反した者は、全て有罪となる。

(6) 以下の者は、第(1)項に違反することになる。

(a) 本条項の許可が他人に付与されている探検に行った場合、かつ、

(b) 他人が有罪とされた許可証にその者が指定されているか、あるいは、その許可証にその者の詳細の記載がある場合。

(7) 南極への最終的な出発地が英国内で、第(1)項に違反して南極に立ち入った場合、

(a) 南極に入った船舶または航空機の操縦者、および

(b) 当該船舶の船長またはその航空機の機長は、それぞれ有罪となる。

(8) 所管大臣は、何人からの申請に際しても、英国の探検で南極に立入りかつ滞在する許可書に指定された者あるいは詳細が記載されている者全てを承認し、その者に許可証を与えることが出来る。

4 - (1) 本条項に基づいて付与された許可証に従う場合を除き、南極の英国基地に滞在することは誰も出来ない。

(2) 本条項の目的において、基地とは英国のために、あるいは、英国によって維持されている英国基地を指している。

(3) 第(1)項に違反した者は、有罪となる。

(4) 以下の者は、第(1)項に違反することになる。

(a) 本条項に基づく許可証が他の者に付与されている基地にいる者、かつ、

(b) 他人が有罪とされた許可証にその者が指定されているか、あるいは、その許可証にその者の詳細の記載がある場合。

(5) 所管大臣は、何人からの申請に際しても、許可証に指定された、あるいは許可書に英国の探検で南極に立入りかつ滞在する許可書に指定され者あるいは詳細が記載されている者の全てを承認し、許可を与えることが出来る。

5 - (1) 本条項あるいは他の締約国の法令の下で付与された許可証に従う場合を除き、英国船舶または英国航空機は、南極に立ち入ることが出来ない。

(2) 以下の場合は、第(1)項は適用されない。

(a) 南極以外の目的地に向かって移動する船舶又は航空機、または

(b) 営利のための漁業の目的だけで南極に入る船舶。

(3) 本条項において、

“英国船舶”とは、商船法1979の21条(1)の意味の範囲内で英国の船舶を意味し、“英国の航空機”とは、民間航空法1982の92条の意味の範囲内で英国の管理する航空機を意味する。

(4) 第(1)項に違反した場合、

(a) 船舶または航空機の操縦者、および

(b) 当該船舶の船長またはその航空機の機長は、それぞれ有罪となる。

(5) 所管大臣は、何人からの申請に際しても、その者が許可証に記載された条件の下で南極に立入ることができる許可書に指定されているか、あるいは詳細が記載されている英国の船舶または航空機の操縦者である場合は、全てを承認し、その者に許可証を与える。

鉱物資源

6 - (1) 英国民は何人も、南極で以下の活動をしてはならない。

(a) 鉱物資源の穿孔、浚渫または掘削、

(b) 鉱物資源のいかなる試料の収集、または、

(c) 本条項に基づいて付与された許可証に従う場合を除き、特定の鉱物資源の存在や埋蔵を確認するための活動、あるいは特定の鉱物資源が存在または埋蔵しているかもしれない場所での活動。

(2) 第(1)項に違反した者は、有罪となる。

(3) 所管大臣は、第(1)項に違反しない限り、誰からの申請に際しても、許可書に指定されているか、あるいは詳細が記載されている全ての英国民の活動を承認し、その者に許可証を与えることが出来る。

(4) 所管大臣は、許可証で認可された以下の活動の遂行に満足しない場合は、本条項に基づく許可証を付与してはならない。

(a) 科学的研究の目的だけのための活動、または

(b) 第4条に規定された南極の英国基地、あるいは英国によって、または英国のために維持される、その他の建造物、道路、滑走路や突堤の建設、保守または修理に関する目的だけのための活動。

(5) 本条項において、“鉱物資源”とは、無生物で再生産が出来ない全ての自然資源を意味する。

動植物相

7 - (1) 英国民は何人も、南極で以下の行為をしてはならない。

(a) 原生の哺乳動物または鳥類を、意図的に殺傷したり、捕獲したり、い

じめ、または苦しめる行為、

(b) 歩きまわって、意図的に野生鳥類の繁殖地や換毛地を乱し、原生の哺乳動物または鳥類の群れを妨げる行為、

(c) 原生の哺乳動物または鳥類の群れを乱すようなやり方で、車両、船舶又は航空機使用する行為、

(d) 同様のやり方で爆発物や銃器を使用する行為、

(e) 原生の植物を剥離したり損傷することによって、その植物の局所的な分布や現存量が将来著しく影響を被るような行為、

(f) 原生植物の群落を著しく損傷する行為、

(g) 第12条に基づくか、または別の締約国の法令に基づき付与された許可証に従う場合を除き、原生の哺乳動物、鳥類、植物や無脊椎動物の生息環境に著しい損傷を引き起こす可能性のある行為

(2) 第(1)項に違反した者は、有罪となる。

8 - (1) 英国民は何人も、第12条に基づくか、または別の締約国の法令に基づき付与された許可証に従う場合を除き、南極の固有種でない動物種、あるいは原生種ではない植物種を南極に持ち込んで서는ならない。

(2) 南極で、船舶上で動物や植物を保管する場合は、第(1)項の違反とはみなされない。

(3) 第(1)項に違反した者は、有罪となる。

特定地域

9 - (1) 英国民は何人も、第12条に基づくか、または別の締約国の法令に基づき付与された許可証に従う場合を除き、議定書の下で制限区域として規則で指定された区域に立入ったり、滞在することが出来ない。

(2) 第(1)項に違反した者は、有罪となる。

10 - (1) 英国民は何人も、規則で指定された南極の史跡や記念碑のいかなる部分も損傷し、破壊し、あるいは移動してはならない。

(2) 第(1)項に違反した者は、有罪となる。

11 - (1) 英国民は何人も、本条項に基づいて付与された許可証に従う場合を除き、南極条約によって保護されている地域として規制によって指定されている地域(本条項における“保護地域”)であって、南極収束線以南の区域に立入ったり、滞在することは出来ない。

(2) 第(1)項に違反した者は、有罪となる。

(3) 所管大臣は、第(1)項に違反しない限り、誰からの申請に際しても、許可書に指定されているか、あるいは詳細が記載されている全ての英国民がいかなる保護地域にも立入り、滞在することを承認し、その者に許可証を与えることが出来る。

第2部の下での許可：その他の規定

12. 所管大臣は、第7条第(1)項、第8条第(1)項または第9条第(1)項に違反しない限り、誰からの申請に際しても、許可書に指定されているか、あるいは詳細が記載されている全ての活動を承認し、その者に許可証を与えることが出来る。

13 - (1) 所管大臣は、適当と判断する場合、本第2部の下で与える承認に以下の条件を付することが出来る。

(a) 許可証によって活動が許可されている者が従わなければならない条件、
(b) 第5条に基づき付与された許可証の場合には、許可されている船舶の船長と船員、または許可されている航空機の機長と乗員が従わなければならない条件、及び

(c) 所管大臣への情報提供が許可された者に要求される条件。

(2) 第(1)項に基づき許可証に添付された条件に違反する場合、

(a) その者は、有罪となる、また、

(b) 許可証が他人に付与されている場合、その者が有罪となる。

14 - (1) 規則によって以下の規定を設けることが出来る。

(a) 本第2部の下での許可証の申請書を作る際の手続きに関する規定、

(b) 許可証の発行者及び受領者が、許可証の作成を要求する場合の規定、

(c) 所管大臣によって許可が取消されたり、または中断されたりする場合の規定、

(d) 許可を取消したり中断する前に与えられる通知、及び許可の取消し、中断に関連して必要となる手続きに関する規定、及び、

(e) 許可の取消しと中断に対する抗議、及びこの抗議に関連して必要となる手続きに関する規定（そのような手続きの裁定に付随する規定を含む）。

(2) 正当な理由なしに第(1)項(b)の規定に基づく要件に準拠した許可証の作成が出来なかった者は、何人も有罪となる。

15. 所管大臣は、以下の場合には、議定書の規定、並びに南極条約の第9条第4項によって有効となった議定書の実施のためのいかなる手段も考慮しなければならない。

(a) 第3条、第4条、第5条または第12条に基づき許可証を付与するかどうかを検討する場合、

(b) 第3条、第4条、第5条または第12条に基づき許可証を付与する全ての場合において、第13条第(1)項の下での条件を付加するかどうかを検討する場合、及び、

(c) 第3条、第4条、第5条または第12条に基づき付与された許可証に関連して、第12条第(1)項(c)に基づいて規定を策定する権限を執行する場合。

16 - (1) 第11条または第12条に基づき付与された許可、あるいは第11条ま

たは第12条に基づく取消し又は停止に関する所管大臣の権限の全ては、所管大臣から以下の者に委譲することが出来る。

(a) 英国南極領域管理室長（または予定者、または候補者、または本法の施行日に在職している者）、

(b) 英国南極調査室長（または予定者、または候補者、または本法の施行日に在職している者）、または、

(c) 第 (b) 項で言及されている者の代理として、南極で基地を運営している者。

(2) 第(1)項に基づき、本条項の (a) 項または (b) 項で記載されている者に権限が委譲された場合、以下の者は誰でもその権限を執行できる。

(a) 権限が移譲された者の職務を執行している者、かつ、

(b) その者あるいは国務長官によって、本条項の目的のために（一般的または特別に関わらず）許可された者。

(3) 国務長官に係る第13条から第15条までの記述は、本条項によって任意の権限を執行する全ての者に関わる。

(4) 第 (1) 条の下で権限が移譲されている者は、次の期間内に出来るだけ早く、国務長官にその期間を報告しなければならない。

(a) 委譲が発効した後の最初の6月30日までの期間、及び

(b) 6月30日を最後とする12ヶ月の間で、委譲が発効した後の残りの期間。

(5) 本条項 (4) で規定された報告書には、国務長官が必要とするかもしれない以下のような事項を含めなければならない。

(a) その報告書を提出するまでの期間内（または委譲された権限を執行する期間内）に、許可、または取り消し、または中断された全ての許可証

(b) その報告書を提出するまでの期間内（または委譲された権限を執行する期間内）に、許可に付帯する条件によって入手した全ての情報。

(6) 本条項 (4) に基づく報告書の提出を求められた者の権限移譲の期間が異なるので、国務長官は、権限を移譲された者に随時、書面で通知する。

第2部における違反行為

17. 英国内のどの場所においても、偶発的な目的で違反行為が行われた場合であっても、本第2部の下で違反行為の訴訟手続きが行われる場合がある。

18 - (1) 第3条 (5)、(6) または (7)、第4条 (3) または (4)、第5条 (4) または第13条 (2) への違反で告発された場合、弁護のために、疑われた違反行為が不可抗力の理由で起きたこと、および全ての正当な予防措置を取ったことを証明しなければならない。

(2) 本条項の第 (3) 項への違反行為で告発された場合、弁護のために、疑われた違反行為が以下の事に関する緊急事態において発生したことを証明しなければならない。

(a) 人命、船舶や航空機の安全に関すること、

(b) 装置の安全と価値の高い施設の安全に関すること、または

(c) 環境の保護に関すること。

(3) 第6条(1)項への違反行為、または第6条(3)項に基づき付与された許可証に添付された条件への違反行為で告発された場合は、第(2)項の規定は適用されない。

(4) 第7条(1)(a)の違反に関して第7条(2)に基づき告発された場合、弁護のために、その行為が、嫌疑の対象となっている哺乳動物や鳥類を苦しみから救うために行われたことを証明しなければならない。

19 - (1) 本第2部の下での違反行為が法人に対して告発され、嫌疑となっている違反が同意あるいは黙認に基づくことが証明されている、または以下の者の一部の者の怠慢に起因する場合、

(a) 管理者、管理官、法人の事務局または他の類似職の事務員、または

(b) 同様の能力において行動するという者で、個人だけでなく法人も、その違反行為によって有罪とされるものとし、訴訟とそれに応じた処罰に対して責任をとらなければならない。

(2) 第(1)項において、「管理者」とは、その構成員によって事務が管理されている法人における関係において、法人の構成員を意味する。

(3) 本第2部の規定に基づく違反行為がスコットランドとのパートナーシップによってなされ、嫌疑となっている違反が同意あるいは黙認に基づくことが証明されている、または以下の者の一部の者の怠慢に起因する場合、パートナーと同様にパートナーシップもその違反行為によって有罪とされるものとし、訴訟とそれに応じた処罰に対して責任をとらなければならない。

20. 本第2部の下で有罪とされた者は、2年以下の懲役刑あるいは罰金刑あるいはその両方の刑が科せられ、また略式裁判により法定の最大額を超えない罰金が科せられる。

第3部

英国国民への刑法の適用

21. 南緯60度以南および西経150度から90度の間の全ての場所における英国国民の全ての作為または不作為は、英国の法律の下での違反行為の対象となり、もし、その区域で行われた作為または不作為が違反行為である場合は有罪となり、訴訟とそれに応じた処罰に対して責任をとらなければならない。

22 - (1) 以下の英国国民は、そこでの全ての作為または不作為は英国の法律の下での違反行為の対象となり、もし、そこでの作為または不作為が違反行為である場合は有罪となり、訴訟とそれに応じた処罰に対して責任をとらなければならない。

(a) 南極条約職員であり、また

(b) 第21条に記載されている区域以外の南極のどの場所においても、南極条約職員としての職務を行使する者。

2) 第(1)項において、“南極条約職員”とは次の者である。

(a) 南極条約第7条に準じて、英国政府によって、あるいは、英国政府の代表としてオブザーバーとして指定されている者、

(b) 南極条約第3条(1)(b)に準じた交換科学者、または

(c) (a)又は(b)に記載されている者に伴うスタッフのメンバー。

23 - (1) 以下の英国国民は、そこでの全ての作為または不作為は英国の法律の下での違反行為の対象となり、もし、そこでの作為または不作為が違反行為である場合は有罪となり、訴訟とそれに応じた処罰に対して責任をとらなければならない。

(a) 条約職員であり、また

(b) 南極収束線以南の海域における船舶上で、条約職員としての職務を行使する者。

(2) 第(1)項において“条約職員”とは、条約第24条の下で南極の海洋生物資源の保存に関する委員会のメンバーによって、検査員またはオブザーバーとして指名された者をいう。

24. 第21条、第22条または第23条によって、英国内での違反行為に対して訴訟され責任がある者は、偶発的な目的で違反行為が行われた場合であっても、本第2部の下で違反行為の訴訟手続きが行われる場合がある。

第4部

その他の項目及び補遺

国際的な権利、義務及び調整

25 - (1) 本規則の下で、合意によって設定あるいは派生した英国の権利または義務を遂行するための規定を設けることができる。

(2) 第(1)項における“合意”とは、以下を意味する。

(a) 南極条約、議定書または条約(本法の制定日またはそれ以降に効力を持っているとして)、および

(b) 南極条約、議定書または条約の附属書または議定書(本法の制定日またはそれ以降に効力を持っている附属書や議定書)

(3) 本規則の下で、南極条約の第9条(1)に基づいて策定された勧告を実行するための條款を設けることができる(その原則と目的を促進するための措置に関する南極条約の締約国の政府への勧告)。

(4) 本条第(1)項または第(3)項の下での規則は、第II部の違反行為に関する第20条で科せられる罰則よりも重い罰則を科すことのできる新たな罰則を設けることができない。

26. 国務長官が他の国と英国政府によって行われたすべての取り決めに照らして適切と考える場合には、特に英国国民に関して適用される規則と同様に、他の国の同じような関係の者に適用できる、第6条から第9条までのいかなる

規定も本規則の下で設けることができる。

本法の下での違反行為：さらなる規定

27. 本法の以降の規定において、“本法に基づく違反行為”とは、第21条、第22条あるいは第23条の下で違反とされた、または第Ⅱ部の違反行為の教唆、謀議、試みの全ての違反行為（どこで実行されても）を含む。

28. - (1) 本法の下での違反行為のための訴訟手続きは、英国とウェールズでは、以下の場合を除いて提起することが出来ない。

(a) 国務長官によるか、あるいは本条項のために彼が認定した者による場合、または

(b) 公訴局長官の同意によるか、同意を得た場合。

(2) 本法の下での違反行為のための訴訟手続きは、北アイルランドでは、以下の場合を除いて提起することが出来ない。

(a) 国務長官によるか、あるいは本条項のために彼が認定した者による場合、または

(b) 北アイルランド公訴局長官の同意によるか、同意を得た場合。

29. (1) 規則によって以下の者の逮捕のための規定を設けることができる。

(a) 南極収束線以南のいかなる場所においても、第11条または第23条の下で交付された許可証に付帯する条件に関して、第11条(2)項と第13条(2)項の違反行為を行った疑いのある者、および

(b) 南極大陸のいかなる場所においても、本法の違反行為を行った疑いのある者。

(2) 規則によって、以下のために規定を設けることができる。

(a) 第(1)項の施行のために設けられた規定のもとで逮捕された者の拘留中に、嫌疑の違反行為の審理ができる任意の場所への搬送、

(b) 本法の違反行為の証拠となる全ての物の押収と留置、および嫌疑の違反行為の審理ができる任意の場所へのその物の搬送、および

(c) 本法の違反行為の審理ができる任意の法廷への、その違反行為に関する訴訟手続きにおいて文書を作成する、または証拠を要求する者の出廷の確保。

30 - (1) 本法の下での違反行為のための訴訟手続きの目的のため、国務長官によってか代替りの者によって署名された証明書において、証明書に指定された時に以下の事が証明書に記載されることで事実の確証となる。

(a) 議定書の締約国であったか、なかったか、

(b) 第22条で定義されている南極条約の職員であったか、そうでなかったか、あるいは

(c) 第22条で定義されている条約の職員であったか、そうでなかったか。

(2) 第(1)項に記載されているような証明書と称する文書は、反論が立証

されない限り、そのような証明書とみなす。

(3) 第3条(4)項、第5条(1)項、第7条(1)項、第8条(1)項、または第9条(1)項に記載されているような書面による許可と称する文書は、反論が立証されない限り、そのような許可証とみなす。

解釈

31 - (1) この法律において、

「司令官」は、航空機に関して、航空機の操縦者によって司令官として指定された搭乗員を意味するが、そのような者がいない場合は、その時の航空機の機長である；

「違反する」は、規制要件に適合しないという意味を含む（“違反”とは、対応する意味を有する）；

「遠征」は、目的に関わらず、一人あるいはそれ以上の者によって行われる全ての旅行やその他の旅の意味を含む；

「土地」は、全ての氷棚を含む；

「指揮官」は、船舶に関して、その時に船舶を任せられている全ての者（操船者以外）を含む；

「原産の鳥類」とは、南極に自生しているか、または自然の渡りによって季節的に南極に生息する全ての種の鳥類を意味する（そのような鳥類の卵も含む）；

「原産の無脊椎動物」とは、（その生活史のどの段階においても）南極に自生する陸生または淡水生の無脊椎動物を意味する；

「原産の哺乳動物」とは、南極に自生しているか、または自然の移動によって季節的に南極に生息する全ての種の哺乳動物を意味する；

「原産の植物」とは、南極に自生し、その生活史のあらゆる段階で南極に生息するコケ類、地衣類、菌類と藻類を含む全ての陸生または淡水生の植物を意味する（種子や植物の他の珠芽を含む）。

「オペレータ」とは、船舶または航空機に関連して、その船舶又は航空機の管理を行う者を意味する；

「規則」とは国務長官によって作られた規制を意味する；

「基地」には、全ての建物と建物群が含まれる。

「英国国民」とは、以下の意味である。

- (a) 英国市民、英国の属領市民、英国国民（海外）または英国の海外住民；
- (b) 1981年英国国籍法の下での英国国民；
- (c) 同法の意義の範囲内で保護された英国人；
- (d) スコットランドのパートナーシップ；
- (e) 英国の任意の法律の下で設立された組織体；

「船舶」には、ホバークラフトが含まれる。

(2) 本法の目的のために、南極収束線は経線緯線に沿った線で、以下の点を結ぶ線と解釈しなければならない。

50° 南緯0° ；

50° 南緯30° 東経；
45° 南緯30° 東経；
45° 南緯80° 東経；
55° 南緯80° 東経；
55° 南緯150° 東経；
60° 南緯150° 東経；
60° 南緯50° 西経；
50° 南緯50° 西経、および
50° 南緯0° 。

補遺

- 32 - (1) 本法の下で規則は以下の規定を設けることができる。
(a) 異なるケースや状況のための様々な規定、および
(b) 付帯的および補足の規定。
(2) 本法に基づく命令又は規則を作るためのいかなる権限も、法令によって執行されなければならない。
(3) 本法に基づく規則を含む法令は、国会の両議院の決議の遂行によって取消ができる。
33. 本法の別表に示された制定案(未施行の制定案および本法の規定に基づく改正案を含む)は、別表の3番目の列で指定された範囲で廃止される。
- 34 - (1) 本法は、北アイルランドにも及ぶ。
(2) 女王陛下の勅令により、本法のいずれの規定もチャネル諸島、マン島または全ての植民地にも及ぶものとするすることができる。
(3) 第(2)項に基づく勅令は、全ての領土で発効するように勅令の中で以下のとおり規定を定める場合がある。
(a) その領土の者の様々な説明を参照する代わりに英国民への参照で代用する事のできること；
(b) その領土(または領土内の場所またはその一部)への参照の代わりに、英国本土(または英国内の場所またはその一部)への参照で代用できること；
(c) 勅令の中で指定されるような、その他の変更(追加または削除を含む)。
- 35 - (1) 本法は、国務長官の命令によって指定されるであろう日に施行される。
(2) 本条項の下で異なる規定と異なる目的のために、異なる日が指定される場合がある。
36. 本法は1994年南極法として引用される。

別表

廃止

章	略称	廃止の範囲
1967 c. 65.	1967年南極条約法	法全文
1989 c. 21.	1981年英国国籍法	別表7, 1967年南極条約法に関する引用条文
1981 c. 61.		
1990 c. 40.	1989年南極鉱物資源法	第1条から第13条および第15条から第19条および別表
	1990年改正法（その他の規定）（スコットランド）	別表8, 39段落